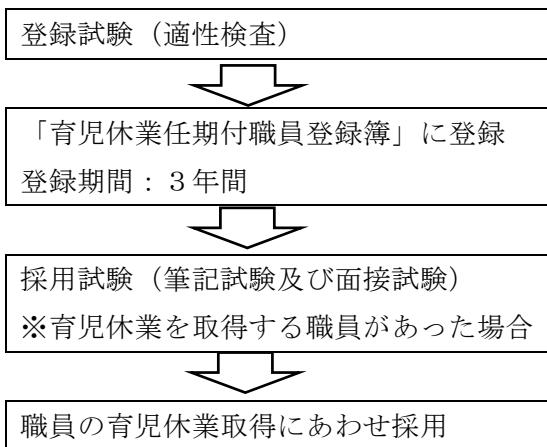




## <<参考>>採用までの流れ



登録の申し込み状況に応じて、東・中・西部地区ごとに実施します。

希望勤務地を考慮の上、東・中・西部地区ごとに採用試験を実施した上で、成績上位者から順に採用します。

※採用された方の任用期間は、育児休業を取得した職員の育児休業期間(6ヶ月～3年)となります。

なお、職員が育児休業期間を延長した場合は、育児休業任期付職員の任用期間も延長することがあります。

また、育児休業を取得する職員が育児休業取得前に産前・産後休暇を取得する場合、その期間を臨時の任用職員として採用することがあります。

## 2 主な業務内容・主な配属先

主な業務内容	主な配属先
公立学校（市町村立学校、県立学校）において、教職員の給与・旅費、会計事務等の学校事務に従事する	市町村立小・中・義務教育学校 県立高等学校 県立特別支援学校

## 3 登録資格

- (1) 登録申込み時点で18歳以上であること。（年齢の上限はありません。）
- (2) 資格・免許等は不要です。
- (3) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人に限り登録できます。  
日本国籍を有しない職員は、公権力の行使に該当する業務及び公の意思形成への参画に携わる職には就くことができません。
- (4) 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない人は登録できません。
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - エ 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者



